

平成30年度 障害児タイムケア利用者を募集します

障害のある児童・生徒の下校後の活動場所の確保、社会に適応するための生活指導、保護者の就労支援を目的に『障害児タイムケア事業』を実施しています。

障害児タイムケア事業を利用いただける方は、次の①から③の全てに該当する方です。

- ①加東市に住所があり、身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
- ②中学校・高校・特別支援学校小学部～高等部に在学している方
- ③同居する18歳から65歳までの家族に、仕事や病気、家族の介護などの理由で見守ってもらうことができないため、放課後や夏休みに活動場所が必要な方

利用日時 月曜日から金曜日 下校後から18時まで
(祝日・年末年始を除く)

※夏休みなどの長期休業期間は8時30分から18時まで

問い合わせ 福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0409

利用料金 月額6,000円(8月のみ15,000円)

実施場所 ラポートやしる2階

申し込みに必要なもの

- ①利用申込書
- ②勤務証明書など、家族が見守ることができないことを証明する書類
- ③障害者手帳の写し
- ④印鑑

申込方法 12月22日(金)までに必要書類を社会福祉課へ提出してください。

申込書類は社会福祉課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※受付期間終了後、面接を行い、利用者を決定します。

マイナンバーカード 休日申請・受取窓口 12月24日(日)8時30分～12時に開設

○マイナンバーカードの取得をサポート中

マイナンバーカード休日申請・受取窓口では、これからマイナンバーカードの交付を申請する方に向けて、必要な書類の作成や、証明写真の撮影をお手伝いしています。この機会にぜひ申請にお越しください。

◆申請手続きに持参いただくもの

1. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
2. 本人確認書類
 - 1点でよいもの
公的機関が発行した顔写真つきの書類
(運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど)
 - 2点必要なもの
公的機関が発行した顔写真のついていない書類
(健康保険証・年金手帳・介護保険証など)
3. 認印(スタンプ印不可)

◎住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納する必要があるため、必ずお持ちください。

窓口開設場所・問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390

マイナンバーでの情報連携 全国で運用が始まりました

11月から、様々な行政機関での事務手続きにおいて、マイナンバーを伝えることで、提出書類を簡略化できるようになりました。マイナンバーで簡略化できる手続きは、これからどんどん増えていきます。ぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

●カードの受け取りはお早めに

マイナンバーカードの交付申請を、郵送で手続きされた方、または、パソコン・スマートフォンなどで手続きされた方のうち、カードをまだ受け取っておられない方は、市民課までカードの受け取りにお越しいただく必要があります。

カードは本人しか受け取れませんので、平日の開庁時間にお越しいただくことが難しい方は、休日受け取り窓口をご利用ください。

◆カード受け取り時に持参いただくもの

- 左記の『申請手続きに持参いただくもの』の1と2
- 市民課からお届けした回答書つきのハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)

◎住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納する必要があるため、必ずお持ちください。



給水停止執行の様子

上下水道利用者負担の公平性を確保するため、7月に続き、12月にも滞納整理強化月間を実施します。

期間中は、昼夜を問わず、滞納者宅を訪問し、滞納料金の回収と納期限内納付の厳守、自主納付についての指導を徹底します。

督促にも関わらず、料金を納付しない滞納者には、『給水停止処分』を執行します。給水停止処分は、滞納額の全額が納付されない限り、絶対に解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じても、加東市は一切の責任を負いません。

給水を停止しても、なお料金を納付しない場合は、給与

平成29年7月 上下水道料金滞納整理強化月間の成果

催告件数	599件 (現年度分と過年度分の合計)
徴収額	電話催告によるもの 2,162,151円
	訪問催告によるもの 668,000円
	文書催告によるもの 48,888円

や預金などの財産を差し押さえます。

水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理や利用者サービスのための大切な財源です。上下水道料金は、必ず納期限までに納めてください。

なお、失業や病気など予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。やむを得ない事情と市が判断した場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。

滞納整理の対応状況

	文書督促	文書催告	電話催告	訪問徴収	給水停止予告	給水停止執行	差し押さえ
平成29年 4月～10月	3,110件	239件	259件	374件	582件	228件	—
平成28年度	4,736件	395件	1,020件	837件	389件	214件	4件
平成27年度	4,674件	596件	1,012件	975件	521件	212件	1件

納付の相談・問い合わせ 上下水道部管理課(水道お客さまセンター・庁舎3階) ☎43-0539

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書を発行します

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税や市・県民税を算定する際に、社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告では、平成29年1月1日から12月31日までの納付額を申告してください。

平成29年中の納付合計額の確認や、勤務先への提出のために、納付額確認書の発行を希望される方は、各納付額確認書の発行窓口までお問い合わせください。

ただし、公的年金からの特別徴収(天引き)で国民健康保険税等を納付している方のうち、確定申告をする方は、日本年金機構等から平成30年1月下旬に届く源泉徴収票により、申告してください。

◎源泉徴収票や領収証書等で納付額を確認できる方は、納付額確認書がなくても確定申告が可能です。

【発行に必要なもの】

- 来庁者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- 委任状(別世帯の方が申請される場合のみ)
- ◎国民健康保険税分の発行には、納税者の個人番号を確認できるもの(マイナンバーカード・個人番号通知カードなど)が必要です。

※本人確認書類については次ページ左下部参照発行窓口・問い合わせ

- 国民健康保険税納付額確認書が必要な場合
総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0397
- 介護保険料納付額確認書が必要な場合
福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440
- 後期高齢者医療保険料納付額確認書が必要な場合
市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

◎2種類以上の納付額確認書が必要な場合は、市民生活部市民課(庁舎1階)へお申し付けください。

12月は上下水道料金の滞納整理強化月間
滞納はさせない! 許さない!
集中訪問徴収で滞納整理を強化します!